

監事監査報告書

平成27年6月22日

国立大学法人和歌山大学
学長 瀧 寛 和 殿

国立大学法人和歌山大学

監 事 中 村 弘 ㊟

監 事 田 中 祥 博 ㊟

私たちは、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成26年度国立大学法人和歌山大学監事監査計画に沿って、国立大学法人和歌山大学の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法等

国立大学法人和歌山大学監事監査規程及び国立大学法人和歌山大学監事監査実施基準に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務運営の報告を受け、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、関係書類の確認及び関係者への事情聴取等を行い、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の執行は、法令等に従い、法人の掲げる理念や中期目標の着実な達成にむけ、中期計画、年度計画が着実に実施されているものと認めます。
- (2) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は妥当であると認めます。
- (3) 役員職務執行が法令等に適合することを確保するための体制及びその他の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は適切であると認めます。
- (4) 財務諸表等、事業報告書、決算報告書は、状況等を正しく示しているものと認めます。

以上